

平成26年4月1日  
農 林 水 産 省

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく「農林水産省本省庁舎等の施設管理・運營業務」に係る民間競争入札の落札者の公表及び契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を行った「農林水産省本省庁舎等の施設管理・運營業務」については、下記のとおり落札者を決定したので公表します。

## 記

### 1 落札者の名称

株式会社 シミズ・ビルライフケア

### 2 契約金額

1, 157, 024, 412円（※単価契約分は含まず）

（うち消費税及び地方消費税の額 85, 705, 512円）

実施期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間分の額

※時間外業務に係る単価契約（概算総価（税抜き））については次のとおり

- ・弱電設備保守業務 274, 000円
- ・電気工作物等保守業務 2, 601, 500円
- ・警備業務 18, 200円

### 3 落札者の評価点

基礎点及び加算点の合計 174点

入札金額 1, 074, 212, 600円（税抜き）

総合評価点 0. 161979109点

（総合評価点については、基礎点及び加算点の合計を入札金額で除した値を10の6乗倍したもので、小数点以下9桁を表示）

### 4 落札者決定の経緯及び理由

農林水産省本省庁舎等の施設管理・運營業務に係る民間競争入札実施要項に基づき、入札参加者（4者）から提出された企画書について、実施要項に定める評価委員会において審査した結果、3者が必要項目において基準を満たしていた。

入札価格については、2月3日に開札した結果、3者が予定価格の範囲内であったことから、この3者について総合評価を行ったところ、上記の者が落札者となった。

### 5 落札者における事業の実施体制及び実施方法の概要

落札者が行う業務は、警備保安業務、点検等及び保守業務、清掃業務、環境衛生管理業務、その他の運營業務である。

これらの実施体制については、統括責任者及び副責任者を配置し、統括責任者が中心となり、各業務について安定した事業体制を構築し、施設利用者の快適性の確保や建物設備等の品質の維持及び緊急時における対応など快適な環境を図るものとする。

## 6 業務実施要綱

### 【趣旨】

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、農林水産省は「公共サービス改革基本方針（平成25年6月14日閣議決定）」別表（新プロセス移行事業一覧）において民間競争入札の対象として選定された「中央合同庁舎第1号館」及び「三番町共用会議所」の管理・運營業務（以下「本業務」という。）について、「公共サービス改革基本方針」に従って、本実施要項を定めるものとする。

### 1 本業務の詳細な内容に関する事項

#### (1) 中央合同庁舎第1号館及び三番町共用会議所の概要

農林水産省本省は、国の政策立案及び実施のために当該施設を設置している。

##### ① 当該施設の名称及び所在地

- ・中央合同庁舎第1号館（以下「農林水産省本省庁舎」という。）

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

- ・三番町共用会議所（以下「共用会議所」という。）

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-1-5

##### ② 敷地面積

建物名	敷地面積	建築面積	延床面積	階高
農林水産省本省庁舎				
本館	19,988.83㎡	5,986㎡	54,968㎡ (免震階含む)	～地上8階
別館		1,968㎡	20,034㎡ (免震階含む)	地下1階～地上8階
北別館		1,388㎡	16,245㎡ (免震階含む)	地下1階～地上8階
計		9,342㎡	91,247㎡	
共用会議所				
本館	10,158.70㎡	787.32㎡	2,002.24㎡	地下1階～地上2階
別館		311.99㎡	787.99㎡	地下1階～地上2階
車庫等		645.87㎡	784.40㎡	地上1階 (1棟のみ2階)
計		1,745.18㎡	3,574.63㎡	

##### ③ 建物平面図

別添添付資料「平面図」のとおり

##### ④ その他

なお、共用会議所については、「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」により、廃止する旨の勧告が出されており、契約期間中に取り壊しが

実行される可能性がある。

(2) 本業務の対象と内容

① 本業務の対象は以下の業務一覧のとおりとする。

番号	業務種別
1	統括責任者業務
2	警備保安業務
3	点検等及び保守業務
	電気工作物等保守業務
	弱電設備保守業務
	電気・空調・衛生設備定期点検・保守業務
	受変電設備点検整備
	自家発電設備点検整備
	監視モニター保守業務
	入退館管理システム保守業務
	ICカード発行管理システム保守業務
	排水除害設備点検保守
	電話交換設備保守業務
	遠心式冷凍機保守業務
	自動制御機器点検保守
	空気調和機点検保守
	圧力容器その他点検
	個別空調機保守点検
	空気清浄機保守業務
	三番町分庁舎チリングユニット点検保守
	消防用設備保守業務
	二酸化炭素等消火設備点検保守
三番町分庁舎池用浄化装置点検保守	
生ごみ処理機保守業務	
電気時計設備保守	
テレビ共同受信設備保守	
自動扉・自動門扉定期保守業務	
4	環境衛生管理業務
	事務室等作業環境測定業務
	受水槽等点検保守業務
	汚水槽清掃点検業務
ねずみ・害虫駆除業務	
5	清掃業務
6	農林水産省本省庁舎等庭園管理業務
7	免震層点検業務

② 本業務の内容については、以下に掲げるとおりとする。

(7) 統括責任者業務

(a) 勤務時間及び勤務日

- ・ 勤務時間 8:30～18:30 統括責任者1名・補助者2名
- ※ 勤務時間について、始業時から1時間と終業時前1時間は、統括責任者及び補助者のうち1名以上が勤務していれば可とする。

- ・ 勤務日 開庁日（平日）

(b) 業務内容

警備保安業務、点検等及び保守業務、清掃業務、環境衛生管理業務、その他の運營業務（以下、「維持管理業務」という。）を円滑に遂行するために、統括責任者1名及び補助者2名を配置し、農林水産省本省庁舎及び共用会議所の職員と施設利用者の連絡調整を密に行うこと。

また、複数の事業者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）で参加する場合の統括責任者及び補助者は代表事業者から選出することとし、業務責任者を兼務することができる。

- ・ 統括責任者及び補助者は、維持管理業務を行う各業務担当者と連絡調整を密に行うこと。
- ・ 関連する作業の工程及び日程は、原則として統括責任者が農林水産省大臣官房経理課（以下、「大臣官房経理課」という。）と相談・協議の上、実施すること。
- ・ 大臣官房経理課の指示に従い、当初契約時に実施期間全体の業務計画書を作成し、大臣官房経理課に提出する。
- ・ 事業者は、作業の遂行に当たっては、大臣官房経理課の担当者と密接な連絡のもとに作業を実施し、作業完了後はその内容を記載した報告書を作成し、業務報告書として提出すること。
- ・ 維持管理業務に付随する、法律及び条例等に定められた報告書または資料等の作成についても行うこと。
- ・ 事業者は、施設の維持管理に係る資料、図面の保管・管理を行うこと。
- ・ 事業者は、各業務について、業務の手順や具体的な作業の方法などを定めた管理マニュアル等の立案と更新を行うこと。
- ・ 警備保安業務、点検等及び保守業務、清掃業務、環境衛生管理業務、その他の運營業務を包括的に管理・運営すること。

(イ) その他の業務

別添資料1～31のとおりとする。

2 確保されるべき本業務の質に関する事項

(1) 管理・運營業務の質

管理・運營業務を通して、快適な施設利用を可能とするとともに、当該施設における執務の円滑な実施を可能とすること。

① 快適性の確保

施設利用者アンケートの満足度（定量的な指標：70%以上）

(ア) 農林水産省は、当該施設に勤務する職員（以下「施設利用者」という。）を対象に「施設利用者アンケート」を年1回実施する。

(イ) 満足度は、「満足」及び「おおむね満足」に該当する回答の割合を集計（1%未満の端数が生じるときは、小数点第1位を切り捨て）するものとする。

② 品質の維持

(ア) 管理・運營業務の不備に起因する当該施設における執務の中断回数（定量的な指標：0回）

※ 執務の中断とは、執務が中断することにより目的が達成されない場合をいう。

(1) 管理運営業務の不備に起因する空調の停止、停電、断水の発生回数

(定量的な指標：0回)

③ 安全性の確保

管理・運営業務の不備に起因する施設利用者の怪我の発生回数

(定量的な指標：0回)

※ 怪我とは、病院での治療を要する怪我をいう。

(2) 各業務において確保すべき水準

各業務における確保すべき水準は、別添資料1～31の「仕様書」に定める内容とする。

ただし、「仕様書」に定める内容については、改善提案を行うことができる。

(3) 創意・工夫の発揮可能性

本業務の実施に当たっては、次の観点から事業者の創意と工夫を反映し、本業務の質の維持向上（包括的な質の向上、効率化）とコスト削減に努めるものとする。

① 管理・運営業務の実施全般に対する提案

事業者は、管理・運営業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うことができる。

② 従来の実施方法に対する改善提案

事業者は、各業務の従来の実施方法に対し、改善すべき提案がある場合は、具体的な方法等を示すとともに、確保すべき水準が確保できる根拠等を提案すること。

③ コスト削減についての改善提案

事業者は、管理・運営に関するコスト削減に関する提案を行うことができる。

(4) 業務改善策の提出

事業者は、次の場合、速やかに業務改善策を作成、提出し、農林水産省の承認を得なければならない。なお、事業者は、改善策の作成及び実施に当たり、農林水産省に対して必要な助言、協力を求めることができる。

① 報告等の結果、本業務の質が確保されることが明らかになり、農林水産省が業務の改善が必要であると判断し、事業者にこれを求めた場合。

② 農林水産省が、本業務のモニタリング(質疑応答)を随時行い、契約及び業務の仕様に照らして不適切であり、業務の改善が必要であると判断し、事業者にこれを求めた場合。

### 3 委託費の支払い方法

(1) 農林水産省は、事業期間中の検査及び監督を行い、上記2(2)における確保すべき水準の確保状況を検査確認した上で、契約金額を月毎に支払う。

なお、検査・監督の結果、当該水準が確保されていない場合は、再度業務を行うように指示を行うとともに、事業者は業務改善計画書を提出する。業務遂行後の確認ができない限り委託費の支払いは行わない。

(2) 契約金額の支払いに当たっては、事業者は当該月分の業務の完了後、あらかじめ定める書式による支払請求書により、農林水産省へ当該月分の契約金額の支払いを請求するものとし、農林水産省は、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に農林水産省の定める方法により事業者を支払う。なお、入札参加グループの場合は、代表事業者を支払うものとする。

#### 4 費用負担等に関するその他の留意事項

##### (1) 消耗品等

本業務を実施するにあたり必要な消耗品等については、別添資料1～31の「仕様書」に定めのある他、以下のとおりとする。

- ① 施設利用者が使用する消耗品については、農林水産省の負担とする。
- ② 事業者が使用する消耗品や付属品については、事業者の負担とする。
- ③ 保守運転に必要な部品、消耗資材品は、事業者の負担とする。
- ④ 施設内設置の電話を事業者が業務上使用した場合の電話料金は農林水産省の負担とする。

##### (2) 光熱水費

農林水産省は、事業者が本業務を実施するのに必要な電気・ガス・上下水道の使用を無償とする。

##### (3) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更による事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から③までのいずれかに該当する場合には農林水産省が負担し、それ以外の法令変更による場合については事業者が負担する。

- ① 本事業に典型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- ② 消費税その類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）
- ③ 上記①、②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

#### 5 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。

#### 6 入札参加資格に関する事項

(1) 公共サービス改革法第10条各号（第11号を除く。）の規定に該当しない者であること。

(2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(4) 平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格審査（全省庁統一資格）において、一の事業者で参加する場合または入札参加グループの代表事業者は「役務の提供等」の「A」・「B」の等級に格付けされ、入札参加グループの代表事業者を除く全ての事業者は関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、または当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け競争参加資格者名簿に登載された者であること。

(5) 経営の状況または信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(6) 農林水産省大臣官房経理課長より指名停止を受けている期間中のものでないこと。

(7) 本業務の実施に当たり、法令上必要な資格等を有している者、または資格等を有している者を業務に当たらせることができる者であること。警備業務については事業者（後述の入札参加グループの場合は、警備業務を担当する者）が法令上

必要な資格を有していること。

- (8) 本入札は一の事業者で参加することも、入札参加グループで参加することも可とする。なお、入札参加グループで参加する場合は、次の要件をすべて満たす者であること。
- ① 入札参加グループの代表となる事業者（以下「代表事業者」という。）を定め、入札書類の提出期限までに入札参加グループ結成に関する協定書（またはこれに類する書類）を提出した者であること。
  - ② 入札参加グループの代表事業者を除く全ての事業者は、上記(4)の入札参加グループの代表事業者に係る記述以外の要件及び(1)から(6)の要件をすべて満たす者であること。
  - ③ 代表事業者及びグループ事業者は、各担当業務において上記(7)の要件を満たす者であること。
  - ④ 代表事業者及びグループ事業者は、他の入札参加グループを構成する者、または単独で入札に参加する者でないこと。
- (9) 入札参加予定の事業協同組合構成員は、他の入札参加グループに参加若しくは単独で入札に参加することはできないものとする。

## 7 入札に参加する者の募集に関する事項

### (1) 入札の実施手続及びスケジュール

- ① 入札公告 平成25年11月6日（水）
- ② 入札説明会 平成25年12月3日（火）
- ③ 現場説明会 平成25年12月3日（火）
- ④ 入札等に関する質疑応答 随時
- ⑤ 入札書類の提出期限 平成26年1月9日（木）
- ⑥ 入札書類の評価 平成26年1月中旬～下旬
- ⑦ 開札 平成26年2月3日（月）
- ⑧ 業務の引継ぎ 平成26年2月中旬から平成26年3月下旬

### (2) 入札実施手続

#### ① 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本件業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び総合評価のための業務実施の具体的な方法、その質の確保方法等（以下「業務の質等」という。）に関する書類（以下「企画書」という。）を提出すること。

#### ② 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、総合評価を受けるために次の事項を記載すること。

##### (ア) 入札参加者及び担当者等【様式1】

- (a) 入札参加者が法人の場合は、法人名、所在地、代表者の氏名及び担当者の氏名並びに連絡先を記載すること。
- (b) 入札参加グループの場合は、代表事業者（法人の場合は、法人名、所在地、代表者の氏名及び担当者の氏名並びに連絡先）及びグループ事業者（法人の場合は、法人名、所在地及び代表者の氏名）を記載すること。

##### (イ) 各業務の実績【様式2】

上記1の(2)「業務一覧」で示す業務毎に過去3年間の実績を記載すること。

##### (ウ) 本業務実施の考え方【様式3】

安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を記載すること。

(エ) 実施体制及び業務全体の管理方法【様式4】

業務全体の管理方法並びに上記1の(2)「業務一覧」で示す業務毎の実施体制及び管理方法を記載すること。また、必要とされる資格を証明する書類の写しを添付すること（業務全体及び業務毎に作成すること。）

(オ) 本業務に対する提案事項【様式5、6、7】

(a) 本業務の質の確保に関する提案

(b) 従来の実施方法に対して提案を行う場合、提案を行う業務（項目）を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果またはコストの削減効果（あるいはその両方）を具体的に記載すること。

(カ) 緊急時の体制及び対応方法【様式8】

緊急時（本業務の実施に当たり、想定していた業務実施が困難になる事故・事象が生じた場合）のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

③ 開札に当たっての留意事項

(ア) 開札には、入札参加者またはその代理人が立ち会うものとする。ただし、入札参加者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない農林水産省職員を立ち合わせて開札する。

(イ) 入札参加者またはその代理人は、開札時刻後に開札場所に入場することはできない。

(ウ) 入札参加者またはその代理人は、開札場所に入場しようとするときは、農林水産省職員の求めに応じ、競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

(エ) 入札参加者またはその代理人は、農林水産省職員により開札手続の終了を告げられるまで、若しくは農林水産省職員の許可なくして開札場所からの退出はできない。なお、上記によらず開札場所を退出した場合は、辞退したものとみなす。

④ 契約の締結

落札者決定後、本業務に係る契約（契約書の様式は別途定める。）を締結するとともに、業務開始に向けた引継ぎ等に係る調整を開始する。

⑤ 通貨及び言語

入札書、企画書その他提出書類に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に規定する計量単位とする。

8 落札者を決定するための評価の基準その他の本業務を実施する者の決定に関する事項

落札者の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、評価は大臣官房経理課に設置される評価委員会（第三者の有識者を含む）において、行うものとする。評価委員会の構成及び運営にあたっては、第三者の有識者の意見等が十分に尊重されるよう配慮するものとする。

(1) 落札者決定に当たっての質の評価項目

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

## ① 必須項目審査

必須項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。全て満たした場合は、基礎点（100点）を付与し、一つでも満たしていない場合は、不合格とする。

### (ア) 実施体制

- ・ 各業務の業務水準が達成されるための体制となっているか。また、グループで参加する場合、代表事業者とグループ企業間の連携が円滑に行くような体制がとられ、機能する仕組みとなっているか。
- ・ 提案された内容が実現可能な体制であるか。

### (イ) 業務に対する認識

- ・ 各業務の目的を理解し、計画的な実施が考えられているか。
- ・ 各業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。

### (ウ) 現行基準レベルの質の確保の実態

- ・ 各業務の提案内容は、確保すべき水準が確保されるものとなっているか。

## ② 加点項目審査

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、提出された企画書を基に次の加点項目について審査を行う。なお、提案内容については、具体的であり、かつ効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には確保すべき水準と提案内容との比較を行い、絶対評価により加点（満点の場合は90点）する。

### (ア) 管理・運營業務全般に係る提案（20点）

- ・ 各業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか。
- ・ 業務遂行体制において施設管理者に対し、常時、適切に対応するための工夫がとられているか。

### (イ) 各業務における業務の質及び改善についての提案（25点）

- ・ 質の維持・向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されているか。また、それらが実施可能な体制が確保されているか。
- ・ 施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか。
- ・ 改善提案の内容は、質の向上が図られる内容となっているか。

### (ウ) 各業務におけるコスト削減に関する提案（25点）

- ・ 業務コスト等削減のための方策が提案されているか。

### (エ) 緊急時への対応方法等についての提案（20点）

- ・ 事故や災害等、具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか。
- ・ 各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか。
- ・ 緊急時の連絡体制は明確であり、かつ効果的なものであるか。
- ・ トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための対策が提案されているか。

## (2) 落札者決定にあたっての評価方法

### ① 落札者の決定方法

#### 除算方式

必須審査により得られた基礎点（100点）と加算項目審査で得られた加算点（最高90点）を加算し、入札価格（予定価格の制限内であるものに限る）で除した値を総合評価点とし、入札参加中で最も高い値の者を落札者として決定する。

総合評価点 = (基礎点 (100点) + 加算項目審査による加算点) ÷ 入札価格

## ② 留意事項

- (ア) 必須項目審査の結果、不合格の者については、総合評価点の算定を行わない。
- (イ) 開札の結果、入札価格が予定価格の制限の範囲内でない入札書については、総合評価点の算定を行わない。この場合、下記③で定める再度の入札の参加を妨げるものではない。
- (ウ) 開札の結果、落札者となるべき者の入札価格が、予定価格の6割に満たない場合は、その価格よっての契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合、また契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れが著しく不相当であると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が高い1者を落札者として決定することがある。
- (a) 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保されるか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等）
- (b) 当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等）
- (c) 当該契約期間中における他の契約請負状況
- (d) 手持機械その他固定資産の状況
- (e) 過去の国及び地方公共団体等に対する契約の履行状況
- (f) 経営状況
- (g) 信用状況
- (エ) 開札の結果、落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札参加者またはその代理人に「くじ」を引かせ、落札者を決定するものとする。なお、「くじ」を引くべき者が「くじ」に応じないときは、入札執行事務に関係のない農林水産省職員が、これに代わって「くじ」を引き、落札者を決定するものとする。
- (オ) 落札者が決定したときは、遅滞なく落札者の氏名若しくは名称、落札価格、落札者決定の理由並びに提案された内容のうち、具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。
- ③ 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて
- (ア) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。なお、入札参加者またはその代理人が立ち会わない場合若しくは農林水産省職員の許可なくして開札場所から退出した場合は、辞退したものとみなす。
- (イ) 上記(ア)によってもなお落札者となるべき者がいないときは、入札条件を見直し、再度公告入札に付することとする。
- 再度の公告によっても落札事業者となるべき者が決定しない場合、または業務の実施に必要な機関が確保できない等、やむを得ない場合は、農林水産省が自ら当該業務を実施すること等とし、その理由を公表するとともに官民競争入札等監理委員会（以下、「監理委員会」という。）に報告する。

## 9 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別添「従来の実施状況」のとおり

## 1 0 事業者の使用させることができる国有財産に関する事項

### (1) 使用可能な施設

本事業に係る農林水産省本省庁舎及び三番町分庁舎の施設、設備等のすべて。

### (2) 事務スペース等の借受け

- ① 事業者は、本業務及びこれに付随する業務を実施するため、農林水産省から一定の事務スペース等は無償で借り受けることができる。
- ② 施設の使用を終了し、または中止した場合は、原状回復の上、直ちに農林水産省に返還し、農林水産省の検査確認を受けなければならない。

### (3) 使用目的の制限等

- ① 事業者は、上記(1)及び(2)の施設・設備等は、本業務及びこれに付随する業務以外の目的で使用してはならない。
- ② 事業者は、上記(1)及び(2)の施設・設備等を使用する際は、農林水産省の指示に従い、善良な管理者の注意をもって適切に使用しなければならない。なお、万一、施設・設備等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に報告し、その指示に従い、事業者の負担において修復等を行うものとする。

### (4) 機器等の持込み

- ① 事業者は、農林水産省の事務に支障を来たさない範囲において、本業務に必要な機器・設備等を持ち込むことができるものとする。ただし、持ち込む場合には、事前に農林水産省の承認を得なければならない。
- ② 上記①の機器・設備等については、適切に管理すること。
- ③ 施設の使用を終了し、または中止した場合は、直ちに原状回復を行い、農林水産省の検査確認を受けなければならない。

### (5) 使用に係る経費等

- ① 上記(1)及び(2)の施設・設備等については、無償で使用することができる。
- ② 上記(4)①の機器・設備等を設置するための経費及びこれらから生じる経費は、上記4(2)に定める光熱水費を除き、原則事業者の負担とする。

## 1 1 事業者が、農林水産省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために講ずべき措置に関する事項

### (1) 報告等

#### ① 業務従事者名簿等の提出

- (ア) 事業者は、本業務開始日までに統括責任者等を選任し、管理体制を書面にて農林水産省に提出すること。
- (イ) 事業者は、本業務開始日までに本業務に従事する者、本業務を行うに当たり必要な資格を有する者の名簿を農林水産省に提出すること。
- (ウ) 事業者は、点検等及び保守業務、施設警備業務、清掃業務等に従事する者の配置予定表を監督職員に届け出ること。

#### ② 業務計画書の作成と提出

事業者は、各年度の本業務開始日までに年度毎の管理・運営業務計画書を作成し、農林水産省に提出すること。

#### ③ 業務報告書の作成と提出

- (ア) 事業者は、業務の内容に応じて、農林水産省の指定する周期において業務報

告書を作成し、監督職員に提出すること。

(イ) 事業者は、各年度終了後、当該年度に係る本業務の年間総括報告書を農林水産省に提出すること。

(ウ) 事業者は、万一、事故等が発生した場合は、迅速に対応するとともに、直ちに監督職員に報告すること。

(2) 農林水産省による調査への協力

農林水産省は、事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、事業者に対し、当該管理・運營業務の状況に関し必要な報告を求め、または事業者の事務所（または業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況または帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立ち入り検査をする農林水産省の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が公共サービス改革法第26条第1項に基づくものであることを事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示

農林水産省は、事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを指示することができるものとする。

(4) 秘密の保持

事業者は、本業務に関して農林水産省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのための必要な措置を講じなければならない。事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他本業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、または盗用した場合には、公共サービス改革法第54条の規定により罰則の適用がある。

(5) 個人情報の取り扱い

① 基本的事項

落札事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務による事務を処理するための個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

② 取得の制限

落札事業者は、本業務による事務を処理するために個人情報を取得する時は、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得するものとする。

③ 利用及び提供の制限

落札事業者は、施設管理担当者の指示または承諾があるときを除き、個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。

④ 複写等の禁止

落札事業者は、施設管理責任者の指示または承諾があるときを除き、本業務による事務を処理するために施設管理責任者から提供を受けた個人情報が記録された資料等

を複写し、または複製してはならない。

⑤ 事案発生時における報告

落札事業者は、個人情報漏洩等の事案が発生し、または発生する恐れがあることを知った時は、速やかに施設管理責任者に報告し、指示に従うものとする。本業務が終了し、または解除された後においても同様とする。

⑥ 管理体制の整備

落札事業者は、本業務による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

⑦ 業務従事者への周知

落札事業者は、業務従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(6) 業務の引継ぎ

① 事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう必要に応じて前年度の本業務実施事業者から業務開始日までに必要な引継ぎを受けなければならない。

② 本業務を実施する事業者の変更があった場合には、事業者は、変更後の事業者との間で業務内容について適切に引継ぎを行わなければならない。この場合、業務引継資料等を作成の上、農林水産省に文書及び電子媒体で業務終了日までに提出しなければならない。なお、電子媒体の提出に当たっては、Microsoft Office Word または Microsoft Office Excel 形式とし、事前に最新パターンによるウイルスチェックを行い、ウイルス等に感染していないことを確認すること。

(7) 契約に基づき事業者が講ずべき措置

① 業務の開始及び中止

(ア) 事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(イ) 事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ農林水産省の承認を得なければならない。

② 公正な取扱い

(ア) 事業者は、本業務の実施に当たって、当該施設利用者を具体的な理由なく区別してはならない。

(イ) 事業者は、当該施設の利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

③ 金品等の授受の禁止

事業者は、本業務において、金品等を受け取り、または与えてはならない。

④ 宣伝行為の禁止

事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し、誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑤ 法令の遵守

事業者は、本業務を実施するに当たり、適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

⑥ 安全衛生

事業者は本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理について、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦ 記録・帳簿書類等

事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業を終了し、または中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

⑧ 権利の譲渡

事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

⑨ 権利義務の帰属

(ア) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、事業者は、その責において、必要な措置を講じなければならない。

(イ) 事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ農林水産省の承認を得なければならない。

⑩ 再委託の取扱い

(ア) 事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 一の事業者では、本業務を実施できない場合は、あらかじめ入札参加グループを構成すること。

(ウ) 事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において再委託に関する事項（再委託先の住所、名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴取その他業務管理方法）について記載しなければならない。【様式9】

(エ) 事業者は、本契約締結後、やむを得ない事由により再委託を行う場合には、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴取その他業務管理の方法）を明らかにした上で、農林水産省の承認を得なければならない。

(オ) 事業者は、上記(イ)から(ウ)により再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴取することとする。

(カ) 上記の秘密の保持等、公正な取扱い、金品の授受の禁止、宣伝行為の禁止、農林水産省の契約によらない自らの業務の禁止等について、再委託先は、事業者と同様の義務を負うものとする。また、事業者は、再委託先に遵守させるための必要な措置を講じなければならない。

⑪ 業務途中における入札参加グループからの脱退

代表事業者及び入札参加グループの参加事業者は、本業務を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。

⑫ 業務途中における参加企業の破産又は解散に対する処置

入札参加グループのうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、農林水産省の承認を得て、残存する参加事業者が共同連帯して当該参加事業者の分担業を完了するものとする。

ただし、残存する参加事業者のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存事業者全員及び農林水産省の承認を得て、新たな構成員を当該入札参加グループに加入させ、当該参加事業者を加えた入札参加グループが共同連帯して破産又は解散した参加事業者の分担業務を完了するものとする。

⑬ 契約解除

農林水産省は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除すること

ができる。

(ア) 公共サービス改革法第22条第1項第1号イからチまたは同項第2号に該当するとき

(イ) 暴力団を業務を統括する者または従業員としていることが明らかになったとき

(ウ) 暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

#### ⑭ 契約解除時の取扱い

(ア) 上記⑬に該当し、契約を解除した場合には、農林水産省は事業者に対し、当該解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。

(イ) この場合、事業者は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として農林水産省の指定する期間内に納付しなければならない。

(ウ) 農林水産省は、事業者が上記(イ)の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

(エ) 農林水産省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

#### ⑮ 委託内容の変更

農林水産省は、業務期間中に1(1)④の取り壊しが決定された場合、農林水産省の設備機器等が更新等されることとなる場合又は、実施要項等で農林水産省が提示した条件と

異なる場合には、落札業者にその旨を通知するとともに双方協議の上、契約の変更が必要であると認められるときは、契約の変更を行うものとする。

#### ⑯ 設備更新の際における事業者への措置

実施期間中に設備が更新される際は、更新機器について事業者へ通知するとともに、契約変更を行う場合がある。

#### ⑰ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、事業者と農林水産省が協議するものとする。

### 1.2 事業者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該事業者が負うべき責任に関する事項

事業者またはその職員その他の本業務に従事する者が、故意または過失により、第三者に損害を加えた場合は、次に定めるところによるものとする。

(1) 農林水産省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき、当該第三者に対する賠償を行ったときは、農林水産省は事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、農林水産省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき、当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存するときは、事業者は農林水産省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償するこ

とができる。

### 1 3 公共サービス改革法第7条第8項に規定する評価に関する事項

#### (1) 実施状況等に関する調査の時期

内閣府が行う評価の時期を踏まえ、本業務の実施状況等について、平成28年3月31日時点における状況を調査するものとする。

#### (2) 調査の方法

農林水産省は、事業者が実施した管理・運營業務の内容について、その評価が的確に実施されるように実施状況等の調査を行うものとする。

#### (3) 調査項目

① 上記2(1)において、管理・運營業務の質として設定した項目

② 上記2(2)において、確保すべき水準として設定した項目

③ 上記2(3)に基づき、事業者から提案のあった項目に対する履行状況

(4) 農林水産省は、必要に応じ、事業者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

### 1 4 その他本業務の実施に関し必要な事項

#### (1) 評価アドバイザーの活用

農林水産省は、法に基づく公共サービス改革基本方針において、選定された施設管理運營業務の実施を公正に行うために評価アドバイザーの意見を求めることとする。

なお、評価アドバイザーは、第三者の有識者とし、当該業務に直接的な利害関係者を排除した中立的な者複数名で構成する。

#### (2) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告

農林水産省は、事業者に対する会計法令に基づく監督及び検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、公共サービス改革法第26条及び第27条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告するものとする。

また、公共サービス改革法第45条に基づき監理委員会から求められた場合には、事業の実施状況等について、監理委員会への報告又は、資料の提供を行うこととする。

(3) 上記1 3 (4)の規定は、上記(2)の規定により指示をした場合について準用する。

#### (4) 農林水産省の検査・監督体制

本契約に係る検査・監督体制は次のとおりであり、監督は、契約担当官等が、自らまたは補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

##### ① 施設管理責任者

農林水産省大臣官房経理課長

##### ② 検査職員

農林水産省大臣官房経理課課長補佐（用度班担当）

農林水産省大臣官房経理課課長補佐（庁舎営繕班担当）

##### ③ 監督職員

農林水産省大臣官房経理課施設管理専門官

農林水産省大臣官房経理課営繕専門官

○農林水産省大臣官房経理課用度班用度係長

農林水産省大臣官房経理課用度班庁中管理係長

農林水産省大臣官房経理課用度班庁舎環境対策係長  
農林水産省大臣官房経理課庁舎営繕班庁舎係長  
農林水産省大臣官房経理課庁舎営繕班電気通信係長  
農林水産省大臣官房経理課庁舎営繕班設備係長

※ ○印の職員は、業務全般について統括責任者と主に対応する職員である。

(5) 事業者が負う可能性のある主な責務等

① 事業者の責務等

- (ア) 公共サービス改革法第25条第2項の規定により、本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- (イ) 公共サービス改革法第54条の規定により、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、または盗用した者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処される。
- (ウ) 公共サービス改革法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、または検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。
- (エ) 公共サービス改革法第56条の規定により、法人の代表者または法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、公共サービス改革法第55条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の刑が科される。

② 会計検査

事業者は、①本業務が会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条に該当するとき、②同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときは、同法第25条及び第26条により、会計検査院の实地検査を受け、または同院から直接若しくは農林水産省を通じて、資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。